

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第37号

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「及び原動機付自転車」を「、原動機付自転車及び小型自動二輪車」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）小型自動二輪車 法第 3 条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）のうち総排気量が 0.125 リットル以下のもの又は定格出力が 1 キロワット以下のものをいう。

第13条第 3 項第 4 号を削る。

別表第 1 中

「

自由ヶ丘駅自転車駐車場

」

を

「

自由ヶ丘駅自転車駐車場

千種駅自転車駐車場

」

に、

「

吹上駅自転車駐車場

」

を

「

吹上駅自転車駐車場

星ヶ丘駅自転車駐車場

」

に、

「

大曽根駅自転車駐車場

」

を

「

大曽根駅自転車駐車場

車道駅自転車駐車場

」

に、

「

上小田井駅自転車駐車場

」

を

「

上小田井駅自転車駐車場

」

亀島駅自転車駐車場
栄生駅自転車駐車場

」

に、

「

中村公園駅自転車駐車場

」

を

「

中村公園駅自転車駐車場
中村日赤駅自転車駐車場

」

に、

「

本郷駅自転車駐車場

」

を

「

本郷駅自転車駐車場
植田駅自転車駐車場

」

に改める。

別表第 2 中「原動機付自転車」の次に「及び小型自動二輪車」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次項の規定は公布の日から、第 2 条及び別表第 2 の改正規定並びに

附則第 3 項の規定は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び新条例第13条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（名古屋市久屋大通公園条例の一部改正）

- 3 名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3 利用料金の上限額の欄中「原動機付自転車」の次に「及び小型自動二輪車」を加える。